

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、香川用水土地改良区から役員の
退任について次のとおり届出があった。

令和8年10月13日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	高橋 良幸	観音寺市柞田町乙245番地1	令和8年9月8日